

静岡市報

No. 62

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

条 例

- 静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・4

規 則

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

告 示

- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・8
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第62号）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例中の同規則の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月17日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第62号

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第44号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年5月21日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第366号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月24日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円

附 則

（施行期日等）

- この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（経過措置）
- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第367号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月24日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。